



令和7年9月3日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年9月3日貴職から、令和7年8月29日付け茨城県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する茨城県労働組合総連合ほか5件の異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月18日付け答申どおり決定することが適当である。